東京大学教育研究評議会内規

平成１６年４月１日
教育研究評議会可決
東大規則第７号
沿革

（組織―規則第３条関係）

第１条　東京大学教育研究評議会規則（以下「規則」という。）第３条第１項第３号の評議員は、次に掲げる者とする。

(1)　別表に掲げる大学院各研究科及び研究科以外の教育研究上の基本となる組織の長

(2)　別表に掲げる各附置研究所の長

２　規則第３条第１項第４号の評議員（以下この条において「第４号評議員」という。）は、次に掲げる者とする。

法学部、医学部、工学部、文学部、理学部、農学部、経済学部、教養学部、教育学部及び薬学部の教授　各１名

３　第４号評議員は、当該学部教授会において選考する。選考は教授、准教授及び教授会構成員である専任の講師が行う。選考の方法は、以上のほか、各学部教授会の慣例による。

４　第４号評議員の任期は、２年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２条　規則第３条第１項第３号に定める職につき、代理を発令された者は、当該評議員の代理として教育研究評議会に出席し、議決に加わることができる。

２　規則第３条第１項第３号に定める評議員に事故があるときは、おのおのの組織の長から指名された者は、教育研究評議会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

第３条　附属図書館長は、教育研究評議会に出席することができる。

２　前項の規定により出席した附属図書館長は、附属図書館に直接かかわる事項に関しては議決に加わることができる。

第４条　学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「センター等」という。）の代表者は、教育研究評議会に出席することができる。

２　センター等の代表者は、１名とする。

３　センター等の代表者は、センター等の長の互選によって選出し、教育研究評議会議長に報告するものとする。

４　第１項の規定により出席したセンター等の代表者は、センター等に直接かかわる事項に関しては議決に加わることができる。

第５条　規則第４条第２項及び第４項に定める事項について審議する場合は、医学部附属病院長、附属図書館長及びセンター等の代表者を評議会構成員とみなすものとする。

第６条　第３条から前条までに規定する場合の代理を発令された者又は指名された者の出

席及び議決については、第２条の規定を準用する。

（定足数及び議決方法―規則第７条関係）

第７条　規則第７条第３項による特例は、次のとおりとする。

特例を適用すべき事項	定足数	議決に必要な数
規則第１１条（規則の改廃）及び本内規第１４条（内規の改廃）	評議員の３分の２	出席者の３分の２
規則第４条第１項第５号	東京大学名誉教授称号授与規則による。	
規則第４条第１項第１０号	東京大学名誉博士称号授与規則による。	

２　前項によるほか、教育研究評議会の議決により、別段の定めをすることができる。

（表決の方法）

第８条　教育研究評議会の議決は、無記名投票による。ただし、出席者に異議のない場合は、他の方法によることができる。

（議長の表決権）

第９条　議長は、規則第７条第２項の規定により出席評議員の過半数で議決するときは、表決権を行使しないものとする。

（総長解任の申出の発議に関する特例―規則第４条関係）

第１０条　規則第４条第３項に定める総長解任の申出の発議に関しては、出席評議員のうち先任の研究科長が議長の職務を代行する。

２　総長解任の申出の発議に関しては、定足数は評議員の３分の２とし、議決に必要な数は出席評議員の３分の２とする。

（運営方針委員の候補者の選出に関する特例―規則第４条関係）

第１１条　規則第４条第４項に定める運営方針委員候補者の選出に関しては、出席評議員のうち原則として先任の研究科長が議事を進行する。

２　運営方針委員候補者の選出に関しては、定足数は規則第３条第１項第３号及び第４号の評議員の数に医学部附属病院長、附属図書館長及びセンター等の代表者を加えた数の過半数とし、議決に必要な数は、出席した者の数の３分の２とする。

３　運営方針委員候補者の選出において、評議員は、自己が委員候補者に含まれる場合、審議に加わることができない。

（運営方針委員解任の申出の発議に関する特例―規則第４条関係）

第１２条 規則第４条第５項に定める運営方針委員解任の申出の発議に関しては、定足数は評議員の３分の２とし、議決に必要な数は出席評議員の３分の２とする。

（非公開の原則）

第１３条　教育研究評議会は、非公開とする。ただし、教員の懲戒に関する審査を公開する場合については、別にこれを定める。

（本内規の改廃）
第１４条　この内規の改廃は、教育研究評議会の議によってこれを行う。

附　則

（施行期日）
１　この内規は、平成１６年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　第１条第２項の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日までは、同項の評議員は、次に掲げる者とする。
(1)　人文社会系研究科、教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合文化研究科、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科及び薬学系研究科の教授　各２名
(2)　数理科学研究科及び新領域創成科学研究科の教授　各１名
３　平成１６年３月３１日以前に東京大学評議会規則第２条の規定により同条第１項第４号又は第５号の評議員として研究科教授会において選挙され、その任期がこの内規の施行の日以後に及ぶべき者は、前項の評議員となる。
４　前項の規定によって評議員となる者の任期は、平成１７年３月３１日を超えないものとする。ただし、附則第２項第１号に掲げる研究科は、前項の規定によって評議員となる者のうち１名につき、その任期が平成１７年４月１日以降も継続するものとすることができる。
５　附則第２項第１号に掲げる研究科の教授であって附則第３項の規定により評議員となった者が、学部教授会の構成員でもあるときは、その評議員は、学部教授会において選挙されたものとみなす。

附　則

この規則は、平成１６年６月１５日から施行し、改正後の東京大学教育研究評議会内規の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年３月３１日から施行し、改正後の東京大学教育研究評議会内規の規定は、平成１９年１２月２６日から適用する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日から平成３３年３月３１日までの間における第４条の規定の適用については、同条中「及び全国共同利用施設」とあるのは、「、全国共同利用施設及び東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成３０年４月２６日東大規則第３号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第１条関係）

教育研究組織		該当の長
大学院	研究科 （学校教育法第１００条）	人文社会系研究科　教育学研究科 法学政治学研究科　経済学研究科　総合文化研究科 理学系研究科　工学系研究科　農学生命科学研究科 医学系研究科　薬学系研究科　数理科学研究科 新領域創成科学研究科　情報理工学系研究科
	研究科以外の教育研究上の基本となる組織 （学校教育法第１００条ただし書）	情報学環　公共政策学連携研究部
附置研究所 （学校教育法第９６条）		医科学研究所　地震研究所　東洋文化研究所 社会科学研究所　生産技術研究所　史料編纂所 定量生命科学研究所　宇宙線研究所　物性研究所 大気海洋研究所　先端科学技術研究センター

沿革

東京大学教育研究評議会内規

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第１章　基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆平成１６年０４月０１日　　教育研究評議会可決
◇平成１６年０６月１５日
◇平成１９年０３月２２日
◇平成２０年０３月３１日
◇平成２２年０３月３０日
◇平成２７年０１月２９日
◇平成３０年０３月２０日
◇平成３１年０３月１９日
◇令和０６年０９月１７日
◇令和０７年０３月１８日